

長岡市指定搬入路について

長岡市が指定する搬入路は、処理場周辺や沿道への影響を考慮し、地元と協議して決定した経路です。

処理場を長期的かつ円滑に使用していくためには、決められた事項を厳守する必要がありますので、建設発生土を搬入する際には、以下の点に注意ください。

○ 搬入届出書の受理について

長岡市建設発生土の処理等に関する条例第4条及び施行規則第5条に規定するとおり、建設発生土を搬入する場合は、事前に搬入届出書（第1号様式）を提出する必要があります。搬入届出書には搬入経路図を添付する必要があります。

添付する搬入経路図に、市の指定する搬入路が含まれていない場合は、搬入届出書を受理しません。

○ 指定搬入路以外の経路を使用した場合

指定搬入路区間について、搬入届出書の内容と異なる経路で建設発生土を搬入した場合は、長岡市建設発生土の処理等に関する条例第11条に規定するとおり、虚偽の届出として建設発生土の搬入を拒否します。

また、条例違反となることから、工事成績評定（法令遵守等）において、嚴重対応します。